

## 経営者保証を不要とする保証の取扱いについて

### I) 借入れ時の取扱い

次の①～③のいずれかに該当する法人の場合、経営者保証を不要とする保証の取扱いをすることができます。

#### ①金融機関連携型

取扱金融機関がプロパー融資について経営者保証を不要とし、担保による保全が図られていない場合であって、財務要件（「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近 2 期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」）を満たすほか、法人と経営者の一体性解消等を図っていること。

※『金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い』確認書』のご提出が必要となります。

#### ②財務要件型

直近決算期において特定社債保証制度と同様の財務要件を満たしていること。

※詳細は適債基準をご参照ください。

※「財務要件型無保証人保証制度」のみ利用することができます。

※「財務要件型無保証人保証制度資格要件確認書」のご提出が必要となります。

#### ③担保充足型

申込者または代表者本人等が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られること。

※担保提供者が申込者以外の場合は、物上保証人になっていただく必要があります。

### II) 借入れ後の取扱い

経営者保証が付された既往の保証付融資について、I) 借入れ時の要件①～③のいずれかに該当する場合、新規の保証付融資で借り換えることにより経営者保証を解除することができます。

なお、I) 借入れ時の要件①に該当する場合、条件変更により経営者保証を解除することも可能です。

### III) 事業承継時の取扱い

事業承継時、旧・新経営者の両方から経営者保証をとることは基本的に行わないものとします。旧経営者の経営者保証が残る場合は、基本的に新経営者の経営者保証の追加は必要ありません。既存の返済が正常であり、旧・新経営者の意向がある場合には、基本的に旧経営者の経営者保証を解除し、新経営者の経営者保証を追加してください。